平成２２年（フ）第１０５号
宮崎県都城市山之口町山之口3047番地
破産者　野上　英樹
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３１８７号
福岡県太宰府市五条６丁目４番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市五条２丁目16番23号
破産者　冨永　孝久
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８８号
福岡県太宰府市五条６丁目４番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市五条２丁目16番23号
破産者　冨永　延代
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７４号
福岡県久留米市東櫛原町1629番地、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市東櫛原町1927番地33
破産者　二宗　　明
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７３号
福岡市南区大楠２丁目20番17号チェリス平尾駅前301号、開始決定時の住所福岡県大牟田市山上町９番地４
破産者　松尾　大志
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第７４号
福岡県大牟田市山上町９番地３
破産者　松尾　勇一
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第７４１号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿848番地
破産者　堀生千代子
1　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
2　一般調査期日　平成23年７月15日午前10時40分
平成23年６月３日　　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８７号
石川県かほく市白尾リ42番地
破産者　素野　勇人
1　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
2　一般調査期日　平成23年７月13日午後１時45分
平成23年６月６日　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
広島市西区大宮１丁目１番19―304号
破産者　佐藤　和子
1　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
2　一般調査期日　平成23年９月６日午後２時30分
平成23年６月３日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５２４号
沖縄県浦添市城間２丁目２番６―505号　マンション宮城
破産者　佐渡山　清
1　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
2　一般調査期日　平成23年８月31日午後１時30分
平成23年６月３日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２９１号
広島県東広島市鏡山３丁目13番26号
破産者　株式会社コバルト・エーエフ
1　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
2　一般調査期日　平成23年８月23日午前10時30分
平成23年６月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９号
茨城県水戸市けやき台２丁目66番地の５　小池公二方
破産者　倉田　雄一
1　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
2　一般調査期日　平成23年７月13日午後２時
平成23年６月３日　　水戸地方裁判所

破産債権の特別調査期間

平成１９年（フ）第２８６号
宮崎県宮崎市霧島３丁目63番地
破産者　宮崎一期一会有限会社
特別調査期間　平成23年７月４日から平成23年７月11日まで
平成23年６月６日　　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第５２４号
沖縄県浦添市城間２丁目２番６―505号　マンション宮城
破産者　佐渡山　清
1　期日　平成23年８月31日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月３日
那覇地方裁判所民事第３部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７３３号
熊本市坪井５丁目５―２　メゾンド坪井201号、住民票上の住所熊本市坪井４丁目10番８号
破産者　渕上　眞秀
異議申述期間　平成23年７月27日まで
平成23年６月６日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７２号
群馬県館林市成島町1421番地の１
破産者　渋澤　　勉
免責意見申述期間　平成23年７月31日まで
平成23年６月６日　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７３号
群馬県館林市成島町1421番地の１
破産者　渋澤　五郎
免責意見申述期間　平成23年７月31日まで
平成23年６月６日　前橋地方裁判所太田支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１７号
埼玉県川口市川口４丁目11番15号
清算株式会社　株式会社田村製作所
代表清算人　吉永　利江
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（ヒ）第９号
京都府綾部市位田町岩井63番地
清算株式会社　株式会社コーケン
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第３０１６号
大阪市中央区伏見町４丁目４番１号
清算株式会社　トーエイ興産株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３号
福井市三十八社町第33号66番地
清算株式会社　フクビバビュー工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所